

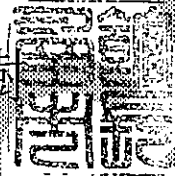
産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道函館市西桔梗町246番地27

氏名 株式会社クロダリサイクル
代表取締役 佐野 邦光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

函館市長 工藤 壽 樹



許可の年月日 平成27年9月29日

許可の有効年月日 平成31年3月31日

1. 事業の範囲

(1) 破碎

①廃プラスチック類, ②木くず, ③繊維くず, ④金属くず, ⑤ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, ⑥がれき類 以上6種類

(2) 選別

①廃プラスチック類, ②木くず, ③繊維くず, ④金属くず, ⑤ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 以上5種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設

① 施設の種類 廃プラスチック類, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず, がれき類の破碎施設

設置場所 函館市西桔梗町246番地27の内・28の内

設置年月日 平成23年5月20日

処理能力 (廃プラスチック類)

8. 8 t / 日 (8時間) 1. 1 t / 時間

(木くず)

28. 8 t / 日 (8時間) 3. 6 t / 時間

(がれき類)

59. 2 t / 日 (8時間) 7. 4 t / 時間

(混合)

264. 0 t / 日 (8時間) 33. 0 t / 時間

許可年月日 平成22年11月2日

許可番号 函産施第22-1号

(2) 破碎・選別施設

① 施設の種類 廃プラスチック類, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設

設置場所 函館市西桔梗町246番29

設置年月日 平成27年8月17日
処理能力 (廃プラスチック類)
112.40 t/日 (8時間) 14.05 t/時間
(木くず)
141.36 t/日 (8時間) 17.67 t/時間

許可年月日 平成27年2月23日
許可番号 函産施第26-1号

② 施設の種類 廃プラスチック類, 木くず, 繊維くず, 金属くずの破碎施設
設置場所 函館市西桔梗町246番29

設置年月日 平成27年8月17日
処理能力 (廃プラスチック類)
14.48 t/日 (8時間) 1.81 t/時間
(木くず)
14.56 t/日 (8時間) 1.82 t/時間

許可年月日 平成27年2月23日
許可番号 函産施第26-2号

③ 施設の種類 廃プラスチック類, 木くず, 繊維くずの破碎施設
設置場所 函館市西桔梗町246番29

設置年月日 平成27年8月17日
処理能力 (廃プラスチック類)
12.16 t/日 (8時間) 1.52 t/時間
(木くず)
19.12 t/日 (8時間) 2.39 t/時間

許可年月日 平成27年2月23日
許可番号 函産施第26-3号

④ 施設の種類 廃プラスチック類, 木くず, 繊維くずの破碎施設
設置場所 函館市西桔梗町246番29

設置年月日 平成29年6月3日
処理能力 (廃プラスチック類)
35.92 t/日 (8時間) 4.49 t/時間
(木くず)
45.20 t/日 (8時間) 5.65 t/時間

許可年月日 平成29年5月19日
許可番号 函産施第29-1号

⑤ 施設の種類 廃プラスチック類, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くずの選別施設

設置場所 函館市西桔梗町246番29
設置年月日 平成27年8月17日
処理能力 38.40 t/日 (8時間) 4.80 t/時間

⑥ 施設の種類 廃プラスチック類, 木くず, 繊維くず, 金属くずの選別施設
設置場所 函館市西桔梗町246番29

設置年月日 平成27年8月17日
処理能力 61.44 t/日 (8時間) 7.68 t/時間

⑦ 施設の種類 廃プラスチック類, 木くず, 繊維くず, 金属くずの選別施設
設置場所 函館市西桔梗町246番29

設置年月日 平成27年8月17日

処理能力 61.44 t/日 (8時間) 7.68 t/時間

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成16年4月1日 当初許可年月日

平成23年6月6日 変更許可年月日 (木くずの破碎の追加)

平成26年4月24日 更新許可年月日 (2回目)

平成27年9月29日 変更許可年月日 (選別(①廃プラスチック類, ②木くず, ③繊維くず, ④金属くず, ⑤ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず), 混練(①廃プラスチック類, ②木くず, ③繊維くず)の追加)

平成29年6月15日 廃止届出年月日 (混練(①廃プラスチック類, ②木くず, ③繊維くず)の廃止)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

無

平成29年6月20日 許可証書換え交付 (事業の範囲の一部廃止, 事業の用に供する施設の変更)

